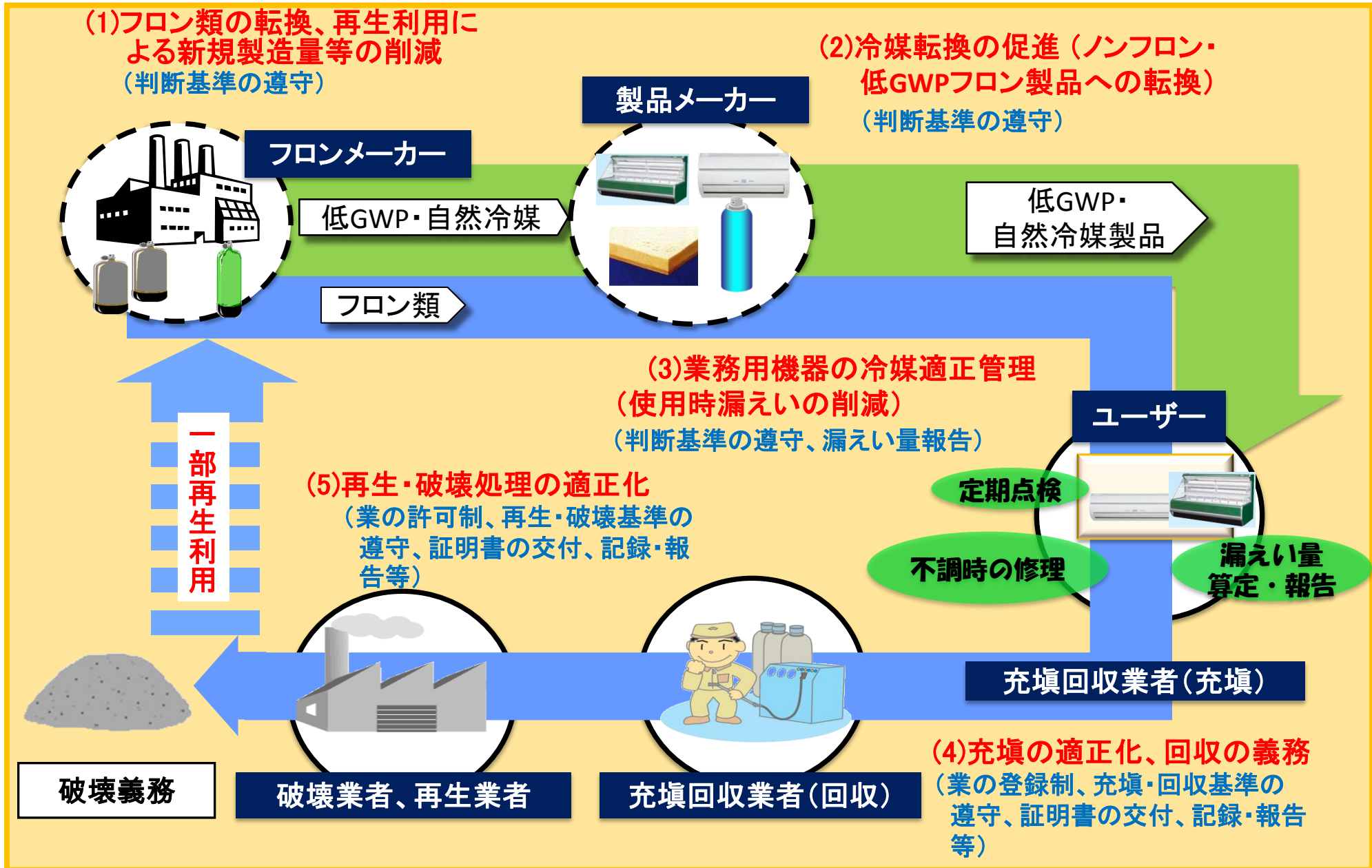


自然冷媒機器の普及に向けた 補助金等について

平成28年4月
環境省地球環境局フロン対策室

フロン回収・破壊法を改正し、フロン類のライフサイクル全体を対象に

(平成25年6月成立→27年4月施行)



(参考) 製品メーカーの判断基準 (経済産業省告示)

○コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニット(蒸発器の蒸発温度の下限値が-45℃未満のもの及び圧縮機の定格出力が1.5kW以下のものを除く。)

目標値:

高温用ではR407C(GWP=1774)、中温及び低温用のうち新築店舗、改築店舗向け(当該温度帯の対象機器のうち3割程度)にCO₂(GWP=1)、中低温用のうち既存店舗向け(7割程度)にR410A(GWP=2090)を導入することを想定し、それぞれの出荷台数で加重平均を取った値として、1500を目標値として設定する。この目標値は、**現時点でCO₂の導入が可能と考えられる分野に対して、すべてCO₂を導入すること**を意味する。

○中央方式冷凍冷蔵機器((中略)有効容積が5万立方メートル以上の冷凍冷蔵倉庫の新築、改築又は増築に伴って当該倉庫向けに出荷されるものに限る。)

目標値:

足下では**R404A(GWP=3920)からアンモニア(GWP=1桁)への転換**が進んでいることから、目標値は100と設定する。

産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策ワーキンググループ
「改正フロン法における指定製品の対象と指定製品製造業者等の判断の基準について 中間とりまとめ」(平成26年8月29日)より抜粋



先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業 (一部国土交通省・経済産業省連携事業)

平成28年度予算
7,500百万円 (6,384百万円)

背景・目的

- ▶ 現在、冷凍空調機器の冷媒としては、主に温室効果の高いHFC（ハイドロフルオロカーボン）が使用されており、機器の使用時・廃棄時の排出が急増。
- ▶ このため、近年技術開発が進んでいる自然冷媒を使用し、かつエネルギー効率の高い機器を普及させることが重要。
- ▶ 平成27年4月に施行したフロン排出抑制法により、指定製品に使用されるフロン類の環境影響度の低減（ノンフロン・低GWP（温室効果）化）を促進する制度が導入されることを踏まえ、省エネ型自然冷媒機器の普及を急ぐ必要。
- ▶ モントリオール議定書に基づく特定フロンの生産全廃を控えている中、地球規模でも「一足飛び」でノンフロン・低GWP化を目指す。

事業スキーム

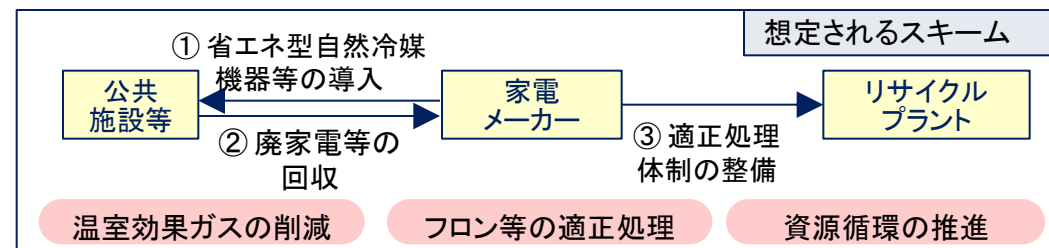
- (1) 委託対象：民間団体
実施期間：平成26年度～平成28年度
- (2) 【国からの補助】
補助事業者：非営利法人
補助率：定額
【法人から事業実施者への補助】
間接補助事業者：民間団体等
補助率：1/2以下又は1/3以下
実施期間：平成26年度～平成28年度
- (3) 委託対象：民間団体
実施期間：平成27年度～平成29年度

期待される効果

本補助金により省エネ型自然冷媒機器の一定の需要を生み出すことで、機器メーカーによる生産効率化、低価格化のための努力が進み、平成32年度に投資回収年が3～5年程度となり、市場で自立的な導入が進む効果を想定している。

事業概要

- (1) **省エネ型自然冷媒機器に係る普及啓発**（経済産業省連携）（80百万円）
省エネ型自然冷媒機器導入に関する社会実験（省エネ性能や顧客の評価の調査）及びシンポジウムの開催（機器ユーザーや一般消費者向け）
- (2) **先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器の導入補助**（7,319百万円）
高い省エネ効果を有し、かつ、フロン排出抑制法で指定製品となり、HFCを使用しない自然冷媒（炭酸ガス、アンモニア、空気等）への転換が求められる以下の施設の自然冷媒機器に対して導入を補助する。
 - 冷凍冷蔵倉庫（国土交通省連携）
・1台あたりの規模が大きいため、省エネ・冷媒転換効果大きい。
 - 食品製造工場
・食品・飲料・氷の製造・加工工場が対象。
 - 食品小売店舗
・食品小売店舗で使用される冷凍冷蔵ショーケース等は、市場ストック台数が多く、また、冷媒漏えい率が高いため、省エネ・冷媒転換効果大きい。
 - 化学製品製造工場（新規）
・化学製品の製造時の冷却プロセス使用機器を対象に追加。
 - アイススケートリンク（新規）
・1台当たりのフロン類使用量が多く、省エネ・冷媒転換効果大きいことに加え、老朽化が進んでいるスケートリンクの冷凍機器を対象に追加。
- (3) **途上国における省エネ型自然冷媒機器等の導入のための廃フロン等回収・処理体制構築調査**（100百万円）
我が国の優れた省エネ型自然冷媒技術を途上国において導入するためには、オゾン層の保護、資源の有効利用等の観点から、それに伴う廃機器・廃フロンも回収・適正処理することが求められるため、回収等の体制を構築するための調査を行う。



補助事業の主な内容

1 対象事業

冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、化学製品製造工場及びアイススケートリンクに用いられる省エネ型自然冷媒機器及び食品小売業におけるショーケースその他の省エネ型自然冷媒機器の導入(既存の機器の更新、新設を問わない)。

(注) 省エネ型自然冷媒機器

フロン類(クロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)及びハイドフルオロカーボン(HFC)をいう。)ではなく、**アンモニア、空気、二酸化炭素、水、炭化水素等**自然界に存在する物質を冷媒として使用した冷凍・冷蔵機器であって、同等の冷凍・冷蔵の能力を有するフロン類を冷媒として使用した冷凍・冷蔵機器と比較して**エネルギー起源二酸化炭素の排出が少ないもの**

2 補助割合

(1) 冷凍冷蔵倉庫に用いられる冷凍・冷蔵機器
対象経費(工事費を含む)の1/2を補助

(2) 食品製造工場、化学製品製造工場及びアイススケートリンクに用いられる冷凍・冷蔵機器及び食品小売業におけるショーケース等
対象経費(工事費を含む)の1/3を補助



ノンフロン製品（自然冷媒を利用した一定の冷凍・冷蔵機器）に係る 固定資産税の課税標準の特例措置の創設

平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得された自然冷媒（アンモニア、空気、二酸化炭素又は水のみ）を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格に $3/4$ を参酌して $2/3 \sim 5/6$ の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

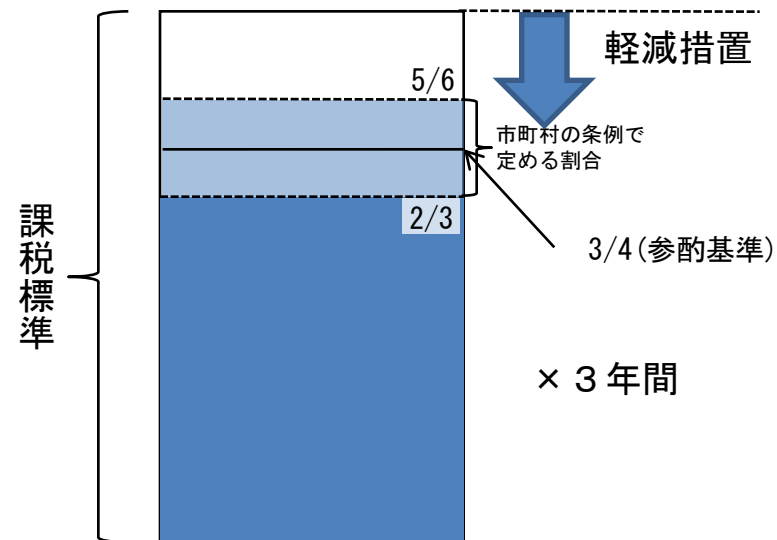
<対象資産の例>



CO2ショーケース



空気冷凍システム



さらに詳しい情報は、
(一財)日本冷媒・環境保全機構HPをご覧ください。

http://www.jreco.or.jp/koubo_env.html